

2020年4月19日

道垣内正人

裁判所の管轄集中と英語の書証の許容について

I. 裁判所の管轄集中

仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件(以下、「仲裁関係事件」という。)に関する裁判所の手続及び判断の安定性と迅速性は、仲裁地として日本を選択することの重要な要素の1つとして考えられる。

現在、仲裁判断取消しの申立てに対する判断を含む仲裁関係事件の管轄は、次の地方裁判所に専属するとされている(仲裁法5条)。

- 第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
- 一 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - 二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所
 - 三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
- 2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- 3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

しかし、仲裁関係事件の件数は少なく特殊であることから、このような扱いでは、不慣れな地方裁判所が手続をすることになり、手続及び判断が安定しないおそれがあるうえに、当事者にとってもまた、裁判所としても時間と労力がかかるという点で、デメリットがある¹。

また別の論点として、仲裁判断の取消し及び執行決定を求める申立てについては、既に仲裁手続を経て下された仲裁判断を審理の対象とする以上、それを地裁の判断に匹敵するものとし(実際には仲裁法の定める仲裁判断取消事由及び執行拒否事由は限定されているので地方裁判所以上にその判断を尊重しているといえることができる。)、また手続の迅速性を高めるために高裁を第一審としてよいのではないか。

以上のことから、仲裁法5条を次のように改正することはできないであろうか。

- 第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件（第二十三条第五項、第四十四条及び第四十五条に定める事件を除く。）は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

¹ 東京地裁における仲裁判断取消審の審理期間が約3年に及び、その抗告審はわずか4か月程度で原決定を覆す判断をした例がある。出井直樹「仲裁判断取消審の在り方—東京高裁平成30年8月1日決定が投げかけるもの—」JCAジャーナル2019年3月号3頁参照。

一 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所又は当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する場合	東京地方裁判所
二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所又は当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する場合	大阪地方裁判所

2 第二十三条第五項、第四十四条及び第四十五条に定める事件は、次の高等裁判所に専属する。

前項第一号に定める場合	東京高等裁判所
前項第二号に定める場合	大阪高等裁判所

2 前二項の規定にかかわらず、当事者は各項各号に定める裁判所のいずれかの専属とすることを合意することができる。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

上記の改正は、仲裁関係事件(仲裁判断の取消及び執行決定の申立てを除く。)の手続及び判断の安定性を確保するために、東京地裁と大阪地裁とに事件を集中させ、また、特に仲裁判断の取消及び執行決定の申立てについては判断確定までの迅速性を高めるため、第一審を東京高裁と大阪高裁に集中させるものである。なお、統計によれば²、仲裁関係事件の取扱い件数は、東京地裁が約半数を占め、大阪地裁が約 1.3 割を占めており、現状を大きく変えるものではなく、例外的に不慣れな地方裁判所に仲裁関係事件が係属することを防止することを目的とするものである。

II. 裁判所での英語の書証の許容

国際的な仲裁事件では英語が手続言語とされ(JCAA の直近 5 年の仲裁事件の約半数における手続言語は英語である。)、英語で作成された契約書を含む書証はそのまま証拠調べの対象とされる。実際、日本の企業であっても、国際仲裁事件の当事者となるような企業の場合には、英語の契約書を使い、取引交渉も全て英語でされているのが一般的である。そのため、仲裁による紛争解決のメリットのひとつは、関係する文書を翻訳する必要がない点にもある。

ところが、裁判所法 74 条は、「裁判所では、日本語を用いる。」と定め、例外は認められていないため、

² 永末秀伸「東京地裁本庁における「仲裁関係事件」の審理の状況等について」(JCA ジャーナル 2017 年 7 月号 3 頁)。

仲裁関係事件が裁判所に係属することになると、それまで翻訳が必要なかった書証に加えて、日本語で作成されていない場合には仲裁判断を翻訳する必要に迫られ、そのための時間と労力を要することになる。英語を公用語とする国であれば、このようなことはなく、シームレスに手続を進めることができるのに対して、日本ではこの言語の障害が存在するというハンディキャップがあるのが現状である。

確かに審尋や口頭弁論まで英語を認めることは直ちにはハードルが高いとしても、書証や仲裁判断書については英語を認めることはできないわけではなく、現実的な改革であると思われる。具体的には、裁判所法 78 条及び仲裁法第 46 条第 2 項を次のように改正することである。

裁判所法

第七十四条（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。ただし、仲裁法の規定により裁判所が行う手続に係る事件における書証については、英語を用いることができる。